## 平成 23 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省)

制度	名	産業集積の再 措置	生に向けた市区	町村向けの高度化融資の創設に伴う税制			
税	目	法人税、所得积	税、印紙税				
	我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持・発展させるとともに新たな産業の集積による活性化を図るため、所用の法的措置を講じ、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、中小機構という。)の高度化融資の対象に市区町村を追加する。その際、現行の都道府県向けの高度化融資について措置されている税制措置と同様の措置を講じる。						
	租稅	的特別措置等	対象者	概要			
要望	供する を譲渡 渡所得	化事業の用に ために土地等 した場合の譲 の特別控除 税・所得税】	所有している土 地を高度化事業 のために譲渡し た個人又は法人	合には、所得税又は法人税の特例として、土地を譲渡した者の譲渡			
σ	換えた 特例	用資産を買い 場合の課税の 税・所得税】	事業協同組合協同組合連合会	集団化事業へ参加する組合員の移 転に伴い、組合員が移転前に事業 を行っていた土地・建物等の譲渡			
内	法人	税	(独)中小企業 基盤整備機構	中小機構が市区町村に対して行う 高度化融資は、法人税法上収益事 業から除外する。			
容	印紙税		(独)中小企業 基盤整備機構	中小機構が市区町村に対して行う 高度化融資に係る文書は、印紙税 法上非課税文書とする。			
				平年度の減収見込額 123百万円 (制度自体の減収額) ( - 百万円)			

(1) 政策目的 新 ・高度化融資制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、 個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行 設 うことを支援するものであり、中小機構と都道府県が協調し、事業成果の向上 を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を 行っている。 拡 ・今般、行政課題と密接に関連する集約化の取組において、市区町村がイニシ アティブを発揮しやすくするために、法改正により、市区町村向けの高度化融 充 資を設け、我が国の経済活力の基盤である企業集積を維持・発展させるととも に新たな産業の集積による活性化促進を図る。 又 ・租税特別措置等により、新たな土地確保を容易にするための土地所有者への は 税負担の軽減や移転等に伴う事業開始直後の多額の資金負担の軽減を行い、生 産性の向上を図る。 延 툱 (2) 施策の必要性 都市部における製造業集積や専門サービス業集積等においては、規模からし を て市区町村が支援を行うことが適当であると考えられる。直接的に裨益する可 能性の高い市区町村が、法律による一定の要件を満たず中小企業に融資を行えるようにすることは、経営基盤強化の観点から国としても支援する必要性が高 必 要 いと考えられる。 また、新たな土地確保を容易にするための土地所有者への税負担の軽減や、 لح 中小企業の移転に伴う事業開始直後の多額の資金負担の軽減を図り経営基盤の 強化につながるための措置は、事業の円滑な実施のために必要である。 す る 理 由 今 政策体系 4. 中小企業・地域経済産業政策 における 21 経営革新・創業促進 政策目的の 位置付け の 近年、操業環境の悪化や地下の高騰等により、中小企業が大 きく減少。これにより集積機能の低下が深刻化しており、中小 要 企業の活力低下が危惧される。 このため、従来の都道府県向け高度化事業に加え、市区町村 望 単独での高度化事業を創設し中小企業の行う他の事業者との連 合 携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることに に より、中小企業の健全な成長発展を図る。 玾 企業の集約化により、事業環境が整備され中小企業の経営基 関 盤が強化される。 性 政策の 法律による認定を受けた市区町村で実施される高度化事業に 連 達成目標 おいて、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)の伸び 率による目標を設定し、コスト削減等による新たな投資や雇用 の確保等により、集約による中小企業の経営基盤の強化及び地 す 域への貢献を測る指標とする。 中小企業者の将来の経営革新につながる経営基盤の強化のため、組合等の付加価値額が5年で9%増加することを目標とす る る。 事 頂

	租税特別措 置の適用又 は延長期間	新設 恒久措置(但し については2年間)を要望
	同上の期間 中の達成 目 標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の 達 成 状 況	新規要望 経営基盤が脆弱な中小企業の財務状況の改善に寄与し、前向き な投資により多くの資源を投入することができ、生産性の向上 が実現できる。
	要望の 措置の 適用見込み	平成23年度以降は、毎年5件程度の案件が予定されている。
勃性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	・移転を伴う高度化事業を行う中小企業に対して、新たな土地 確保を容易にするための土地所有者への税負担の軽減や移転に 伴う多額の資金負担の軽減が図られ、事業の円滑な実施が期待 できる。 ・生産性向上のための新たな投資が可能となり、融資資金の償 還財源確保に結びつく。また、借入金の軽減により資金繰りが 安定し、事業の円滑な実施が期待できる。
·····································	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	(地方税) ・固定資産税の軽減 取得した機械及び装置について、固定資産税が課されることになった年度から3年度分に限り、課税標準額を1/2に軽減・不動産取得税の軽減共同施設等の家屋については、不動産取得税の課税標準が軽減 ・不動産取得税の免除組合不動産を取得した日から5年以内に組合員へ譲渡した場合、組合への不動産取得税を免除し、二重課税を防ぐもの・事業所税の非課税大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。
当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	該当なし
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	該当なし
	要望の措置の 妥 当 性	・高度化事業の実施にはある程度のまとまった土地を取得する必要があるが、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。租特により、地権者からの土地取得を容易とし、地域振興に貢献しつつ、産業集積の維持に寄与するものである。・中小機構が行う市区町村向け事業に対する法人税及び印紙税の非課税(本則措置)については、組合向けの非営利事業であり、必要最小限の措置となっている。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	新規要望
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	自己資金の不足により高度化事業に参加できる中小企業が限定されることで、一定の組合員数の確保が困難になり、高度化事業が実施できず、集積の活性化、地域振興が図られなくなるおそれがある。
	前回要望時 の達成目標	新規要望
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	新規要望
これまでの 要 望 経 緯		新規要望